

## 第 11 回 定例農業委員会議事録

令和 3 年 6 月 7 日（月）午後 2 時より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

### 出席委員（17名）

1 河合 稔	8 清水 峰幸	15 高木 正美
2 佐竹 静	9 林 新太郎	16 日比 育緒
3 棚橋 新一	10 國枝 義見	17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
	12 石原 幸一	19 廣瀬 悦治
	13 山田 敏治	
7 傍島 勝美	14 吉田 幹夫	

### 欠席委員（2名）

5 森 千尋		
6 吉田 和郎		

### その他の出席者（5名）

守屋事務局長	浅野課長	堀主幹
竹中事務局次長	森主幹	

### 議案

議案第 4 7 2 号 買受適格証明願（農地法第 5 条）、その他承認事項について

議案第 4 7 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 7 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 1 1 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第11回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に7番 傍島委員、15番 高木委員の両名の方  
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方にお願いしたいと思います。  
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第472号、買受適格証明願(農地法第5条)、その他承認事項に  
ついてを議題に供します。事務局説明願います。

森主幹

買受適格証明願について、説明させていただきます。

農地の競売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証  
明願いが出ているものです。

農地法第5条関係の買受適格証明願は、転用目的ですので、内容は農  
地法5条の許可申請と同じでございます。本日ご承認をいただきますと、  
競売に参加し、結果、買受人になった方は、その後改めて、農地法第5  
条許可申請をしていただくこととなります。

1番、畑、2筆合わせて、122㎡で、賃貸住宅でございます。

続きまして、土地現況確認申請について、説明させていただきます。

農地法の適用を受けない土地(農地法第2条第1項の農地)の現況確  
認という形で、申請されたものです。

H10.11.1県通達により、公的証明により現況が農地でない証  
明、例えば、建物の建築年のわかる課税証明又は登記簿で、20年を超  
える物であるもの、または、農振農用地区域以外の農地で、公的機関が  
発行する証明書等により、現況が農地でなくなってから、20年を経過  
しているもの、または、災害により農地でなくなったものであり、相当  
程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものは、土地  
現況確認申請で対応できることになりました。

2番、畑、30㎡で、一般個人住宅(車庫・物置)でございます。

3番、畑、161㎡で、一般個人住宅でございます。

2番の申請地は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区

域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

申請地は申請人の亡実母が、昭和60年頃、隣接する居宅のための車庫兼物置を一部申請地にかかるように建築しました。そのため、平成29年12月に相続によって取得しましたが、その時点で建築物が存在し、農地性を喪失していました。

このことは、国土地理院の航空写真及び建物登記全部事項証明書で昭和60年から車庫兼物置として利用されていることから確認できます。

3番の申請地は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

申請地は申請人の祖父が、昭和30年代に隣接する祖母名義の土地(2202番)を借受け、跨って居宅を建築しました。そのため、平成8年7月に相続によって取得しましたが、その時点で建築物が存在し、農地性を喪失していました。

このことは、建物登記全部事項証明書及び大垣市が発行する「固定資産課税台帳登録事項証明書」で昭和30年代から居宅として利用されていることから確認できます。

続きまして、事業計画変更申請について説明させていただきます。

4番、当初計画明細としまして、貯木場、1筆、503㎡、事業計画変更明細としまして、転用目的の変更で、一般個人住宅、1筆 503㎡に事業計画変更するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第473号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局説明願います。

森主幹

議案第473号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

9件提案されております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、耕作状況、農機具の保有状況、労働力、技術などを見ても問題なく、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 1番、所有権移転によります、田、991㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、田、1,098㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、田、165㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、畑、3筆合わせて、3,864㎡で、規模拡大でございます。取得後は果樹（ブドウ）の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。
- 5番、所有権移転によります、畑、3筆合わせて、1,888㎡で、規模拡大でございます。取得後は果樹（ブドウ）の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 6番、所有権移転によります、畑、2,322㎡で、規模拡大でございます。取得後は果樹（ブドウ）の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。
- 7番、所有権移転によります、田、畑、6筆合わせて、4,413㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻、野菜及び果樹（柿）の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。
- 8番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,252㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。
- 9番、所有権移転によります、田、388㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

議長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第474号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 3ページをお願いします。

議案第474号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

5件提案されております。

- 1番、所有権移転によります、畑、254㎡で、太陽光発電施設でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。
- 2番、所有権移転によります、畑、300㎡で、太陽光発電施設でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。
- 3番、使用貸借権によります、畑、360㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。
- 4番、所有権移転によります、田、442㎡で、一般個人住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。
- 5番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、100㎡で、宅地への進入路・一般個人住宅(車庫)でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第11号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願ひます。

堀主幹 報告第11号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、5件申請されています。

1番、田、2. 21㎡で、一般個人住宅でございます。

2番、畑、23㎡で、一般個人住宅(倉庫)でございます。

3番、田、469㎡で、貸駐車場でございます。

4ページをお願いします。

4番、田、2筆合わせて、134. 61㎡で、一般個人住宅(車庫)でございます。

5番、田、898㎡で、倉庫・堆肥場及び牛舎でございます。

農地法第5条関係届出明細については、21件申請されています。

6番、所有権移転によります、田、6筆合わせて、1, 728㎡で、宅地分譲でございます。

7番、所有権移転によります、田、647㎡で、分譲住宅でございます。

8番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1, 252㎡で、分譲住宅でございます。

5ページをお願いします。

9番、所有権移転によります、田、601㎡で、分譲住宅でございます。

10番、所有権移転によります、田、280㎡で、一般個人住宅でございます。

11番、所有権移転によります、田、995㎡で、共同住宅でございます。

12番、所有権移転によります、山林（現況畑）、231㎡で、一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、田、369㎡で、分譲住宅でございます。

14番、所有権移転によります、畑、265㎡で、貸駐車場でございます。

15番、所有権移転によります、田、953㎡で、老人福祉施設でございます。

16番、所有権移転によります、田、105㎡で、自宅及び農地への進入路でございます。

6ページをお願いします。

17番、所有権移転によります、田、430㎡で、製造業駐車場でございます。

18番、使用貸借権によります、田、337㎡で、一般個人住宅でございます。

19番、所有権移転によります、田、310㎡で、宅地分譲でございます。

20番、所有権移転によります、田、911㎡で、建売分譲でございます。

21番、所有権移転によります、田、495㎡で、一般個人住宅でございます。

22番、使用貸借権によります、畑、3筆合わせて、279㎡で、一般個人住宅でございます。

23番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,047㎡で、貸駐車場でございます。

24番、所有権移転によります、田、87㎡で、貸駐車場でございます。

7ページをお願いします。

25番、所有権移転によります、田、5筆合わせて、283.62㎡  
で、社会福祉事業用駐車場でございます。

26番、所有権移転によります、田、245㎡で、貸駐車場でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、2件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

27番、田、918㎡でございます。

28番、田、3筆合わせて、2,443.52㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、17件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

29番、田、991㎡でございます。

30番、田、991㎡でございます。

9ページをお願いします。

31番、田、3筆合わせて、2,118㎡でございます。



- 32番、田、6筆合わせて、4,072㎡でございます。  
33番、田、2筆合わせて、1,579㎡でございます。  
34番、田、2筆合わせて、1,543㎡でございます。  
35番、田、2筆合わせて、852㎡でございます。  
36番、畑、2筆合わせて、366㎡でございます。  
37番、田、2筆合わせて、2,516㎡でございます。  
38番、田、畑、6筆合わせて、3,855㎡でございます。

8ページをお願いします。

- 39番、田、畑、19筆合わせて、8,309㎡でございます。  
40番、田、宅地（現況畑）、6筆合わせて、3,251.99㎡でございます。  
41番、田、畑、11筆合わせて、5,998㎡でございます。

10ページをお願いします。

- 42番、田、6筆合わせて、2,553㎡でございます。  
43番、田、2筆合わせて、1,191㎡でございます。  
44番、畑、698㎡でございます。  
45番、田、畑、10筆合わせて、3,983.58㎡でございます。

続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、説明させていただきます。

農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、1件申請されています。

農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

- 46番、現況、山林、231㎡でございます。

当該地は、以前から、山林の様相を呈しており、既に農地性が失われているとの申請がありました。（※登記地目は畑）

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

辻元委員

ただ今の、事務局の説明に対して補足します。

令和3年5月25日に、申請人の案内で、私と、江口農地利用最適化推進委員及び事務局が現地に赴き、現地が山林であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時25分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和3年6月7日

議長(会長)

岩井豊太郎

議事録署名者

傍島勝美

議事録署名者

高木正美